

令和8年度採用 東峰村地域おこし協力隊（空き家活用・移住支援） 東峰村会計年度任用職員募集要項

東峰村（とうほうむら）は、福岡県の中東部に位置し、嘉麻市、添田町、朝倉市、大分県日田市に隣接する人口1,700人ほどの山村です。平成17年3月に小石原村と宝珠山村が合併して誕生しました。

村は、筑後川水系の小石原川及び大肥川の源流に位置し、小石原焼や高取焼といった伝統的工芸品の産地として「陶器の里」としても知られています。

また、稲作をはじめ、青梗菜やほうれん草、トマト、高原野菜などの農業が盛んで、日本の棚田百選「竹地区の棚田」や平成の名水百選「岩屋湧水」、森の巨人たち百選「行者杉」、天然記念物の奇岩群や国指定重要文化財の「岩屋神社」など、日本の原風景に出会える自然と文化に恵まれた「美しい村」です。

一方で、本村には多くの空き家が存在し、防犯・防災、衛生、景観などの面で課題となつてきています。加えて、「所有者との調整が進まない」「改修や活用のイメージが持てない」などといった理由から、空き家が十分に移住・定住に繋がっていない現状があります。

そこで本村では、空き家の掘り起こしから活用、移住希望者の受入れ支援までを一体的に担う体制を整え、空き家の利活用と移住・定住の促進を図るため、「空き家活用・移住支援」を専門的に行う地域おこし協力隊（会計年度任用職員）を募集します。

1. 雇用関係の有無 有り

2. 募集人員 地域おこし協力隊（会計年度任用職員）1名

3. 業務概要

東峰村役場ふるさと推進課を拠点に、村内の空き家の掘り起こしから活用、移住希望者の受入れ支援までを一体的に担う「空き家活用・移住支援」業務を主とします。

【主な業務】

（1）空き家の掘り起こし・活用促進

- ・空き家所有者への相談対応・意向調査
- ・空き家の現地調査、活用可能性の整理
- ・空き家バンクの登録促進
- ・空き家改修・利活用に関する補助制度の案内

（2）移住希望者の受入・定住支援

- ・移住希望者からの相談対応
- ・物件案内、村内案内の補助
- ・移住後の定住フォロー（地域との橋渡し）

(3) 体制づくり

- ・空き家や移住に関する情報の整理・見える化
- ・府内関係課や地域団体との連携
- ・将来的な民間連携や後任体制を見据えたしくみづくり

(4) その他、役場ふるさと推進課が進める空き家利活用や移住支援全般

例：空き家活用セミナーの開催検討、移住フェア等のイベントへの参加など

3年間ごとの活動イメージ（ロードマップ）

空き家対策と移住支援を別々に行うのではなく、一体で担う専門人材を地域おこし協力隊として育て、3年後には村に定着する担い手を生み出す。

【1年目】

- ・村の空き家対策・移住施策の把握
- ・村内の空き家の実態把握
- ・地域の関係者（建設事業者や区長等）との関係性づくり
- ・移住相談等の補助

【2年目】

- ・空き家バンク登録数の増加
- ・空き家の活用事例の増加（改修⇒賃貸・売却等）
- ・移住相談のメイン担当へ
- ・提案業務（空き家セミナー、移住体験ツアーなど）

【3年目】

- ・空き家活用・移住支援業務の運用マニュアル化
- ・任期後の進路検討（定住・起業・就業等）

【退任後】

«想定される進路例»

- ・空き家管理（管理代行、家財道具処分等）、空き家利活用の分野での起業

«退任後の定着に向けた村の支援»

- ・事業化・起業に向けた相談支援
- ・村内の関係機関・事業者とのマッチング
- ・定住に向けた住居確保の支援

4. 募集対象

- (1) 原則として3大都市圏（埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の全区域）に在住、もしくは、都市地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に定める過疎指定地域以外、山村振興法、離島法振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法に定める対象地域を有しない市町村）等に在住し、採用後に東峰村に住民票を移し、在住できる方
- (2) 令和8年4月から着任可能な方（着任日は相談に応じます）
- (3) 委嘱期間終了後も東峰村に定住しようとする意欲のある方
- (4) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない人
- (5) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができ、地域の一員として自治会組織等に加入・活動できる方
- (6) 業務に必要とされる土・日曜日及び祝日の勤務や行事参加、夜間の会議など、不規則な勤務体制に対応できる方
※業務時間内の移動に必要な車両については村で準備します。通勤やプライベート等で使用する交通手段については個人でご準備ください。
- (7) パソコン（Word、Excel等）の一般的な操作ができる方
- (8) 次のいずれも該当しない方
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 過去において東峰村から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
 - ⑤ 公租公課の滞納がない者

5. 求める人物像

- ・空き家の利活用や移住促進事業を積極的に推進していく意欲のある方
- ・空き家・不動産・建築の専門知識や経験がある方（必須ではありません。）
- ・役場職員や関係スタッフと円滑に業務を遂行できる方
- ・里山、田舎での生活全般に興味がある方
- ・あらゆることに興味を持つことができ、やわらかい発想ができる方
- ・心身ともに健康で、地域住民とともに新しい地域活性に取り組める方
- ・将来的に東峰村での定住を視野に入れている方
※U・Iターン希望者歓迎。

6. 勤務地

東峰村役場ふるさと推進課

〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地

7. 勤務時間

(1) 勤務日数：原則週5日（月20日程度、土・日曜日、祝日の勤務有り）

(2) 勤務時間：原則8時30分から16時30分（1日7時間、休憩1時間）

※週休日の時間外勤務は原則として振替対応とします。

※その他、会計年度任用職員としての研修に参加いただきます。

8. 雇用形態・期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

会計年度任用職員（パートタイム）（一般職非常勤/東峰村地域おこし協力隊設置要綱に基づき村長が委嘱）。年度ごとの任用となり、活動実績により最長3年まで任用更新可能。

9. 給与・賃金

月額 214,335円（令和7年度時点）

（地域手当・通勤手当・時間外手当の支給あり。賞与あり。）

10. 待遇・福利厚生

(1) 住宅は村が用意した空き家とし、家賃は3万円まで村が負担します。（夫婦・家族連れの入居も可）使用する住宅は、築年数が古い空き家が多く、最新の住宅設備が整っていない場合があります。入居前に可能な範囲で修繕・清掃を行いますが、経年劣化により不具合（雨漏り、建具の不具合、断熱性の低さ等）が生じる可能性があります。生活に支障をきたす重大な不具合については、村と協議の上対応しますが、軽微な修繕や日常的な維持管理については、ご自身で対応していただく場合があります。また、東峰村は山村地域であるため、季節や環境によっては、動物（アナグマ、テン、アライグマなど）や虫（カメムシ、ムカデ、蜘蛛など）が室内に侵入する場合があります。防虫対策は各自で行っていただくことを基本とします。

※都市部と同等の住環境を保証するものではありませんので、ご注意ください。

(2) 光熱水費、通信料等については、自己負担とします。

(3) 活動に要する経費は、村の予算の範囲内で活動経費を認めます。

（対象経費は、旅費、消耗品費、活動車両及び燃料費、作業服等）

(4) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

(5) 任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与

※地方公務員法及び地方自治法の一部改正により雇用形態・期間、給与・賃金、待遇・福利厚生等を変更する場合があります。予めご了承ください。

11. 活動支援

役場職員が業務に関する指導助言と地域活動への支援を行う。

12. 受付期間

令和8年1月16日（金）～令和8年2月13日（金）

13. 応募方法

（1）募集 直接持参または郵送による。

郵送の場合は、封筒表に「東峰村会計年度任用職員応募申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留とします。※令和8年2月13日（金）消印有効

（2）提出書類 東峰村公式ホームページにて下記書類をダウンロードしてください。

① 「東峰村会計年度任用職員」応募用紙（様式1）

※応募用紙に最近3ヶ月以内に撮影した写真を添付してください。

② 活動目標レポート（様式2）

③ 住民票抄本

④ 現住所地で税金を滞納していない証明書（完納証明書など）

なお、提出された書類は返却しません。

14. 選考の流れ

書類選考後、採用面接を行う方に文書で通知します。（面接会場は東峰村役場を予定）

※遠方の場合はオンライン面接でのご相談にも応じます。

結果のお知らせ：採用面接終了後、概ね1週間程度で結果をお知らせします。

15. その他

この公募は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に募集の手続を行うものです。

地域おこし協力隊の候補者の決定及び予算の執行は、令和8年度予算の成立が前提であり、今後の内容等が変更になることもありますので、予めご了承ください。

お問合せ先

東峰村役場ふるさと推進課（宝珠山庁舎）

〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425

TEL：0946-72-2312 FAX：0946-28-7723

E-mail：furusui@vill.toho.fukuoka.jp

	期　　日
受付期間	令和8年1月16日～令和8年2月13日
書類選考	令和8年2月中旬
面接（書類選考通過者）	令和8年2月下旬
雇用開始	令和8年4月1日～（予定）